

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

告示

鳥取県告示第六百九号

飼料の品質改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）（第二十一条第一項の規定に基づき昭和四十四年七月及び八月に収去した飼料の分析検査の概要を、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年十月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

目次

- ◇ 告 示 飼料の分析検査の概要
- ひな白痢検査の実施
- 肝てつ検査の実施
- 土地の用途廃止

登録飼料

製造事業場の所在地及び名称	登録番号	検査結果				収去年月日その他 特記すべき事項
		粗たん白	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	
玉野市築港5967番地 中国飼料合資会社 カネニ印完全配合飼料成鶏飼育用 ニューカネニマツシユ	6,008	16.0 17.8	2.5 4.5	7.0 2.4	11.0 7.9	昭和44年7月17日 倉吉市東仲町2583～4番地 有限会社 谷本商店
カネニ印完全配合飼料大雑用	5,954	14.0 14.2	3.0 3.8	7.0 2.8	10.0 5.2	
カネニ印完全配合飼料成鶏用	4,387	16.0 16.0	1.5 4.1	8.0 3.9	10.0 5.6	

広島市出島 1丁目32番 8号 船入糧工株式会社	ヒノマル完全配合飼料幼雛用ニューチャックS	5.498	22.0 22.0	4.0 4.2	5.0 1.9	9.0 2.8	昭和44年 7月17日 鳥取市吉方 因伯通運倉庫
	ヒノマル完全配合飼料若肉鶏肥育用ニューグロイラーF	5.516	18.0 19.2	5.0 4.4	5.0 2.9	9.0 5.2	粗脂肪不足
	ヒノマル完全配合飼料若肉鶏用グロイラーC	4.049	17.0 18.2	3.0 4.0	6.5 2.2	9.0 4.6	
	ヒノマル完全配合飼料成鶏用特号マツシユ	4.047	16.0 17.0	2.5 4.2	7.0 2.9	11.0 9.0	
	ヒノマル完全配合飼料成鶏用フレンドマツシユ	5.238	16.0 16.5	2.5 3.6	7.0 3.0	11.0 8.7	
神戸市兵庫区明治通 3丁目20番地 兼三株式会社飼料工場	マルマヌ印完全配合飼料成鶏用タカラマツシユ	5.311	17.0 18.2	3.0 4.2	7.0 2.0	11.0 9.4	昭和44年 7月17日 鳥取市富安333 中村産業株式会社
	マルマヌ印完全配合飼料成鶏タカラ	5.310	17.0 18.5	3.0 4.0	7.0 2.2	11.0 9.8	
倉敷市水島海岸通り 3丁目 3 丸紅飼料畜産株式会社 水島工場	マルベニ印完全配合飼料成鶏用ベニマツシユ	69TD第53号	16.0 16.5	3.0 4.2	6.0 2.8	12.0 10.4	昭和44年 7月18日 鳥取市新品治町15 鳥取丸紅株式会社
	マルベニ印完全配合飼料幼雛育成用ウルトラダツシユ	5.611	21.5 22.5	3.5 5.7	5.0 2.4	7.5 5.3	
	マルベニ印完全配合飼料大雛用	69TC第1号	14.0 14.8	2.0 3.4	6.0 3.7	10.0 8.6	

〔備考〕 検査結果の成分検査の欄中上段は保証成分量を示し、「粗たん白質」及び「粗脂肪」の欄は「以上」を示し、「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。
 収去年月日その他特記すべき事項の欄中、場所の表示のあるものは、当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは、当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

非 登 録 飼 料

製造事業場の所在地及び名称	表示区分	検査結果				収去年月日その他 特記すべき事項
		粗たん白	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	
玉野市築港5967番地 中国飼料合資会社 中目二種混合		11.2			2.3	昭和44年7月17日 倉吉市東仲町2583—4番地 有限公司 谷本商店
岡山市桑田町1丁目24 小山物産株式会社 ワルコ印60%動物性たん白質混合飼料	粟	60.0 58.1			22.0 18.5	昭和44年7月17日 倉吉市東仲町2583—4番地 有限公司 谷本商店 粗たん白不足
鳥取市湯所町2丁目143 倉谷魚粉製造所	粟	45.0 48.8			30.0 24.4	昭和44年7月17日
50.0%魚粉	粟	50.0 50.0			28.0 23.4	
鳥取市富安 186 中嶋精麦製粉株式会社取南工場 粉碎麦		11.2			3.0	昭和44年7月17日
優良麦糠		12.8			4.8	
仕上糠		15.4			5.5	
広島市出島 1丁目32番 8号 船入糖工株式会社						昭和44年7月17日 鳥取市吉方町

二種混合		10.4			2.2	因伯通運倉庫
神戸市兵庫区明治通3丁目20番地 兼三株式会社飼料工場 マルマス印二種混合		9.9			1.7	昭和44年7月17日 鳥取市富安383 中村産業株式会社
倉敷市水島海岸通り3丁目3 丸紅飼料畜産株式会社水島工場 マルベニ印産卵鶏用サニー	表	17.0 18.2	3.0 3.1	7.0 3.9	12.0 9.8	昭和44年7月18日 鳥取市東品治町15 鳥取丸紅株式会社
神戸市兵庫区東出町2丁目153番地 神戸くみあい飼料株式会社 くみあいゾーレットA	表	21.0 22.1	5.0 7.2	4.0 1.9	8.0 5.4	昭和44年7月18日 鳥取市吉方 因伯通運倉庫
くみあいゾーレットB	表	18.0 18.0	2.5 3.4	4.0 1.7	8.0 4.6	
くみあいモーレットB	表	22.0 23.1	3.0 3.2	4.0 3.0	8.0 5.2	
くみあい配合飼料若牛肥育用キノゾビー前期	表	15.0 16.1	2.0 4.4	9.0 6.2	9.0 6.7	
くみあい配合飼料若牛肥育用キノゾビー後期	表	13.0 14.6	2.0 4.0	9.0 4.7	9.0 6.5	
海南市日方1294番地の11 和歌山くみあい飼料株式会社海南工場 くみあいゾーレットC	表	15.0 15.9	2.0 4.0	6.0 2.7	7.0 5.6	昭和44年7月18日 鳥取市吉方 因伯通運倉庫
境港市竹内町 新乙市商店 フェザーミール		88.2	3.2	0	1.8	昭和44年8月7日

ミネロギンシール

38.6

13.2

0.2

37.9

〔備考〕 表示区分の欄中、「表」とあるのは法第15条の2の規定により成分等表示票を附した飼料を「票」とあるのは任意に成分票を附した飼料を、空白はそれら以外の飼料を示す。

検査結果の成分検査の欄中、上段は表示成分量を示し「粗たん白質」及び「粗脂肪」の欄は「以上」を示し「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。

収去年月日その他特記すべき事項の欄中、場所の表示のあるものは、当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

鳥取県告示第六百十号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、ひな白痢検査を実施するので、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十四年十月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び雛種 鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査の方法 ひな白痢急速凝集反応

別表

実施期日	実施区域	実施場所
十月二十四日	倉吉市	各鶏舎
〃 二十七日	〃	〃
〃 二十八日	〃	〃
〃 二十九日	関金町	〃
〃 三十日	羽合町	〃
〃 三十一日	〃	〃

鳥取県告示第六百一十一号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、肝てつ検査を実施するので、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十四年十月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 肝てつ症予防のため

二 実施する区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査の方法 皮肉反応及び虫卵検査

別表

実施期日	実施区域	実施場所
十月二十七日	赤碕町	上中村、太一垣検診場
"	東伯町	倉坂、一ツ屋 "
"	赤碕町	坂の上、梅田、篁津 "
"	東伯町	三本杉、別宮 "
"	赤碕町	別所、赤碕 "
"	東伯町	笠見、田越 "
"	三十日	森藤、上伊勢 "
"	大栄町	徳昌、亀谷 "

鳥取県告示第六百二十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年十月八日から用途廃止した。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】

昭和四十四年十月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
米子市福市字下新田	一、〇三三ノ一番地先から 一、〇三四ノ三番地先まで	六二・一九	道路敷
"	一、〇三三ノ三番地先から 一、〇三四ノ五番地先まで	一三一・四九	"
"	一、〇三三ノ三番地先から 一、〇三九ノ三番地先まで	"	"
"	字中新田一、〇三二ノ二番地先	三〇・三〇	"
"	字中新田一、〇三九ノ二番地先	四・〇五	"
"	一、〇三七ノ三番地先から 一、〇三八ノ二番地先まで	四一・四二	水路敷
"	字中新田一、〇三三ノ四番地先	六・七四	"
"	字下新田一、〇三三ノ三番地先から 一、〇四二ノ一番地先まで	一三五・九一	"